

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 8～9月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
3. 8～9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
4. 発刊書籍＜解説＞（私法部門）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

- (1) 名古屋高判平成11年9月30日判タ1060号178頁  
権利能力なき社団たる小学校のPTAについて、会員による会計帳簿閲覧請求権を否定した事例。
- (2) 名古屋高判平成12年6月29日判タ1060号197頁  
一審被告が本件記事で、一審原告の仮名を用いて、詳細な経歴等を含む事件に関する記事を掲載したことは、少年法61条に違反し、人権侵害行為として、不法行為責任を免れない。
- (3) 東京高判平成12年10月25日判時1753号50頁  
弁護士の青法協所属および共産党所属の情報を警察官が捜査報告書に記載して検察官に提出し、検察官がこれを当該弁護士が弁護人として受任した事件の証拠資料として裁判所に提出したという事案において、団体所属情報収集の手段方法は公刊された略歴や同僚の知識によったにすぎず、プライバシー侵害とならないが、立証の必要がない本件捜査報告書を証拠資料として提出したことはプライバシー侵害になるとして、10万円の慰籍料および2万円の弁護士費用の国家賠償を認めた事例
- (4) 東京高判平成13年5月15日判時1752号40頁  
週刊誌上に、市議会議員の死亡について、ある宗教団体の関係者が関与しているかのような印象を与える記事を掲載したことにより名誉を毀損された者は、週刊誌の出版社及び編集者の他に、その取材を受けた遺族に対しても、記事の掲載の結果を意図してこれに加功したものであるとして、不法行為責任を認めた。
- (5) 東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁  
交通事故被害者の逸失利益の算定における中間利息の控除割合については、従前の訴訟実務の大勢に従って民事法定利率を採用することが、交通事故訴訟の統一的処理という見地からも相当なのであって、本件における中間利息の控除も民事法定利率である年5%によることが不当であるということとはできない。
- (6) 札幌地判平成11年12月24日判タ1060号223頁  
賃貸人側が賃料債権を実現するための自力救済特約（賃料支払いを怠った場合に、賃貸人において賃貸物件の施錠をおこない、物件内動産の自由処分をするとの内容）は、特別の事情のない場合に適用される限りにおいて、公序良俗に反し無効であるから、本件行為（居室立入、居室の錠を取り替える等の行為）について、被告らには損害賠償責任がある。
- (7) 名古屋地判平成12年4月10日判タ1060号214頁  
1 司法書士が保証書を作成するにあたっておこなった根抵当権設定登記等の登記義務者に対する本人確認が不十分であったとして、善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求が認められた事例。  
2 貸主たる原告について過失割合を85パーセントとした事例。
- (8) 神戸地姫路支判平成12年7月10日判タ1061号94頁  
公有水面埋立権は、埋立工事遂行の目的で一定の公有水面を支配・管理する所有権類似の権能であるといえるから、公有水面埋立免許を付与された者は、公有水面埋立権に基づく妨害排除請求ないし妨害予防請求として、埋立予定水域に係留されている船舶の撤去および埋立予定水域への船舶の進入禁止を求めることができる。
- (9) 福岡地判平成12年9月25日判タ1060号191頁  
負債の任意整理を受任した弁護士は、直接取立が行われないことにより職務を円滑に遂行することができるという法的利益を有しており、貸金業者は、同利益を侵害しないように配慮すべき義務を負っているから、貸金業者である被告の従業員の行為（依頼者に対する取立行為、原告弁護士への威嚇行為）は、違法な行為であって、被告は使用者責任を負う。
- (10) 福岡高判平成13年3月7日判タ1061号222頁  
女子年少者の逸失利益について女子の平均賃金を基礎収入として算定した事例。
- (11) 奈良地葛城支部平成12年7月4日判タ1061号234頁  
女子年少者の逸失利益について全労働者平均賃金を基礎収入として算定した事例。

【知財】

- (12) 東京高判平成13年3月27日判タ1060号281頁  
1 本件ゲームソフトは、著作権法2条3項の「映画の著作物」に該当する。  
2 本件ゲームソフトにも、著作権法26条1項の頒布権が認められる。  
3 本件ゲームソフト複製物は、大量の複製物が製造され、その一つ一つは少数の

者によってしか視聴されない場合のものであるから、著作権法26条1項の「複製物」に当たらず、頒布権の対象にならない。

(13) 東京地判平成13年8月31日 平成13年(行ウ)205号 意匠権行政訴訟事件 最高裁ホームページ

意匠法25条所定の判定に対する取消しを求めるものであるところ、同判定は、特許庁の単なる意見の表明であって、鑑定的性質を有するにとどまるものである、という最高裁判所昭和43年4月18日第一小法廷判決を確認し、行政事件訴訟法3条2項が規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらないとした。

(14) 東京地判平成13年9月6日 平成12年(行ウ)230号 特許権 行政訴訟事件 最高裁ホームページ

特許の分割出願につき、分割出願手続の後に、優先権主張の欄を願書に追加する旨の手続補正書を提出したところ、被告が手続却下の処分をしたことから、原告が、この処分は、[1] 本来認められるべき補正を却下したものであり、かつ、[2] 法律的な根拠を示さないでしたものであって、違法であると主張し、その取消しを求めている事案。

裁判所は、[1] については、「要式行為一般について補正を認めないという規定は特許法には存在しないから、要式行為であることから直ちに補正が認められないということにはならない。しかし、国内優先権の主張は、特許出願の分割の場合であっても、法に定められた方式により厳格にされなければならない、具体的な手続としては、国内優先権の主張は、特許出願と同時に(特許出願の分割の場合は分割による新たな特許出願と同時に)にされる必要があるというべきであるから、特許出願の際に優先権主張の手続をしていないこと自体を後になって補正することは、補正の限度を超えるものとして許されないと、[2] については、「補正することのできない不適法な手続を却下するに当たって、却下処分自体に理由を付することは、特許法上要請されていないものというべきであるから、本件処分に十分な理由が付されていないとしてその違法をいう原告の主張は、既に理由がない」として、原告の主張を退けた。

(15) 東京地判平成13年8月31日 平成12年(ワ)15805号等 実用新案権民事訴訟事件 最高裁ホームページ

被告会社代表者Bが、C弁理士に対し、実用新案登録を受ける権利の名義人を被告会社から原告に変更する旨の委任状を渡して、名義の変更を依頼した結果、名義の変更がされ、原告名義で登録された実用新案権の権利帰属が争われた事例。手続に用いられた委任状は、C弁理士が別の手続で預かっていたものを転用したものであって、原告が主張するように被告会社から原告に対して本件各実用新案登録を受ける権利を譲渡する趣旨で作成されたとは認められず、手続に先立ってC弁理士に交付された原告名義の包括委任状も、名称等の変更を行うこととなったために交付されたものであって、被告会社から原告に対して本件各実用新案登録を受ける権利を譲渡する趣旨で作成されたとは認められない。また、Bは、原告被告会社双方の唯一の代表者であったものと認められるから、実用新案登録を受ける権利譲渡契約は、商法265条1項が定める取締役会の承認が必要であり、弁論の全趣旨によると、取締役会の承認手続はされていないものと認められない、として原告が実用新案権を有するとは認められないものとした。

(16) 東京地判平成13年5月30日判時1752号141頁

著作物性の有無について、著作権法2条1項1号の「創作的に表現したもの」というためには、当該作品について厳密な意味での独創性が発揮されたものであることまでは必要ないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であり、交通標語についても、作者の個性が発揮されたものと評価できるときは、その著作物性を認めることができる。

#### 【民事手続】

(17) 東京高判平成13年5月24日金法1619号51頁

退職金支払機関が、破産者の破産債権者に対する借入債務を退職金支給額から控除して破産債権者に払い込む行為は、破産者が自由財産から任意に破産債権を弁済したものであることはできず、破産債権者の払込金受領には法律上の原因がないから、破産債権者は破産者に対し、右払込金相当額を不当利得として返還すべきである。

(18) 東京地判平成13年3月29日金法1619号54頁

株主代表訴訟において、原告が、株式移転によって被告である取締役が属する会社の株主たる資格を喪失した場合には、当該原告は株主代表訴訟の原告適格を喪失する。

#### 【社会・経済法】

(19) 東京高判平成12年12月25日判時1752号150頁

雇用契約締結後に就業規則が改正されて60歳定年制が定められたとしても、雇用契約締結時に既に60歳定年制が労使慣行として存在しており、就業規則の不利益変更にあたらぬ。

#### 【公法】

(20) 最三判平成13年3月13日判タ1060号148頁

土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、森林法10条の2(平成11年法律第87号による改正前のもの)に基づく開発許可の取消を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

(21) 東京高判平成11年9月28日判タ1061号127頁

司法書士である納税者の所得金額について、課税庁のした年間登記取扱件数及びその平均単価の算出方法、並びに類似同業者の特別控除前の平均所得率を用いた推計

には合理性がある

(22) 東京高判平成11年11月17日判タ1061号219頁

農地法5条による知事に対する許可申請協力請求権についての消滅時効の援用は、本件土地の売主である控訴人らが住宅公団から売買代金全額の支払を受け、本件土地の仮登記を経由していること、控訴人らが本件土地の耕作を放棄し、住宅公団に本件土地を引き渡していること、本件土地の公租公課を住宅公団等が負担してきたこと、消滅時効の援用を認めて本件土地を控訴人らに返還するということになること、控訴人らが不当な利益を受け、被控訴人が不当な損失を被ることになること等の事情が認められるから、権利の濫用にあたる。

(23) 名古屋地判平成10年11月11日判タ1061号149頁

会社の取締役であった被相続人が、会社の金融機関に対する債務を連帯保証していた場合において、その連帯保証に係る債務は相続税法14条1項の「確実と認められる」債務に当たらず、相続税の計算に際して課税価格から控除されるべき債務に当たらないとされた事例。

(24) 神戸地判平成11年1月28日判タ1061号76頁

神戸市水道工事負担金要綱は、水道事業者と需要者との間の附合契約たる給水契約の内容を定めたものであるから、工事負担金を負担しない条件での給水の申込みは、附合契約においてその契約の附款に従わないことを前提とした申込みに当たり、水道事業者にはこれを受託すべき義務が生じないのであるから、水道事業者が、工事負担金の支払意思がない以上給水を拒否せざるをえない旨述べ、工事負担金の納付を求めたことには何らの違法はなく、国家賠償法第1条1項の違法な公権力の行使に該当しない。

(25) 名古屋地判平成11年6月16日判タ1061号113頁

産業廃棄物処理法(平成9年法律第85号による改正前のもの)15条2項は「都道府県知事は、前項の許可(産業廃棄物処理施設設置に対する許可)の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号に適合していると認めるときでなければ同項の許可してはならない。」と規定し、同条2号各号の適合性の要件を具備する場合に必ず申請を許可しなければならないとの文言は用いていないものの、同条2項各号の適合性が充足された場合においてもなお、都道府県知事に対し、産業廃棄物処理施設設置の許可を与えるか否かの裁量権が付与されたと認めべき規定が見あたらないこと等を考えれば、15条の許可制による財産権行使の制限は、同条2項各号の適合性の要件を欠く場合にのみ許され、右の適合性を充足する場合にはかならず申請を許可しなければならない。

(26) 千葉地判平成11年9月3日判タ1061号186頁

千葉県公文書公開条例11条2号、3号に基づいてされた非開示決定は、その非公開決定通知書に付記すべき理由が、公開請求者にとって条例所定の非公開事由のどれに該当するのかがその根拠とともに了知し得る程度に足りていないため違法であるとされた事例。

(27) 秋田地判平成12年4月28日判タ1061号170頁

都道府県議会議員の野球大会参加のために議員を派遣することは、議会の裁量権を逸脱したもので違法であるとされた事例。

(28) 福島地判平成12年9月5日判タ1061号155頁

県議会議長が議長会の主催する野球大会への議員の派遣に合理的な必要性があると見て、本件旅行命令を発したことには、裁量権を逸脱した違法があるとされた事例。

#### 【刑事法】

(29) 最三決平成13年4月11日判タ1060号175頁

1 当初の公訴事実が訴因変更により「被告人は、Aと共謀の上、…殺意をもって、被告人が、Bの頸部を締めつけるなどし、同所付近で窒息死させて殺害した。」旨の実行行為者が明示された事実に変更された場合において、第一審裁判所が、「被告人は、Aと共謀の上、前日午後8時ころから翌25日未明までの間に、青森市内又はその周辺に停車中の自動車内において、A又は被告人あるいはその両名において、扼殺、絞殺又はこれに類する方法でBを殺害した。」旨の事実を認定したという事案において、第一審判決において、実行行為者につき、変更後の訴因で特定された者と異なる認定をするに当たって、更に訴因変更手続を経なかったことが違法であるとはいえないとされた事例。

2 判示は、殺害の日時・場所・方法が概括的なものであるほか、実行行為者が「A又は被告人あるいはその両名」という択一的なものであるにとどまるが、この程度の判示であっても、罪となるべき事実の例示として不十分とはいえない。

3 検察官が、殺人罪の共同正犯の訴因において、その実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として訴因変更手続を要するが、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、被告人に不意打ちを与えるものではないと認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法ではない。

(30) 福岡高決平成12年2月29日判タ1061号272頁

確定上告審係属中に提出された証拠が、刑訴法435条6号の定める新規性を充足し、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とであると認められた事例。

(31) 大阪地判平成12年5月25日判タ1061号98頁

勾留中の被疑者等と弁護人との間で発受される信書について、拘留所長が混入物の存否や実際に弁護人との間の信書であるか等を確認する目的の限度でその内容を閲覧

することは、刑訴法39条1項に反しないが、その限度を超える内容の精査およびその内容の記録化は同項に反して許されない。

拘置所長が拘置所に勾留中の被疑者等と弁護人との間で発受した信書の要旨を担当者に記録化させた行為、検察官が弁護人との間で発受された信書も含めて右被疑者等が発受した信書の内容を拘置所に照会し、その回答を接見禁止の請求等の資料として使用した行為、及び、拘置所長が右照会に対して弁護人との間で発受された信書の要旨も含めて回答した行為は、いずれも違法である。

---

8～9月の主な発刊書籍一覧（私法部門） ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・相沢英之・金子一義・長勢甚遠ほか編 商事法務研究会 140頁 ¥1800  
一問一答金庫株解禁等に伴う商法改正 . . . ★

・石岡克俊 慶應義塾大学出版会 224頁 ¥3200  
慶應義塾大学産業研究所叢書 著作権物流と独占禁止法

・庄子良男訳 信山社出版 474頁 ¥13000  
ドイツ手形法理論史 上

・川越憲治 商事法務研究会 588頁 ¥6200  
フランチャイズシステムの法理論

・平柳一夫 信山社出版 224頁 ¥2200  
遺産分割の調停読本 . . . ★

・江頭憲治郎 有斐閣 700頁 ¥5000  
株式会社・有限会社法

・赤坂裕彦 中央経済社 320頁 ¥3800  
カルテル・談合事件の実態と独禁法コンプライアンス

・岡本詔治 信山社出版 480頁 ¥12800  
不動産無償利用権の理論と裁判

---

8～9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・北村喜宜 良書普及会 340頁 ¥3000  
自治体環境行政法〔第2版〕

・前野育三・高橋貞彦編 関西学院大学出版会 288頁 ¥2800  
修復的司法 現代的課題と実践

・光藤影皎 成文堂 280頁 ¥5500  
刑事証拠法の新展開

・村瀬信也 有斐閣 300頁 ¥5200  
上智大学法学叢書23 国際法の経済的基礎

・三原憲三 成文堂 486頁 ¥5000  
死刑存廃論の系譜〔第4版〕

・新藤幸司 有斐閣 250頁 ¥2500  
司法改革の原点

・松村弓彦 成文堂 274頁 ¥5000  
ドイツ土壤保全法の研究

・山口厚・井田良・佐伯仁志 300頁 ¥2800  
理論刑法学の最前線

---

発刊書籍＜解説＞（私法部門）

---

・一問一答金庫株解禁等に伴う商法改正  
前回の通常国会で成立したばかりの改正商法の金庫株に関する解説本。  
総論において改正の経緯および金庫株制度の概要を述べ、各論において改正条文の解釈と実際の運用についてを旧法、新法を比較しつつ丁寧に解説している。また、同時に証券取引法の改正点についても何点が触れている。  
一問一答形式ではあるが、内容的には企業の法務担当者から実務家に至るまで幅広く利用できる程度の内容となっている。

・遺産分割の調停読本

家事調停においてもっとも煩雑な対応が求められる遺産分割調停について、調停期日前の準備、調停期日当日、調停後の対応と時系列順に章立て、協議の進め方、留意点等をまとめている実務書。協議者、実務家双方に利用価値が高い。  
著者は学者や法曹三者ではなく元裁判所書記官であるが、官吏特有の難解な手順書ではなく、具体例などが適宜挿入されており、たいへん分かり易い。実務に無用な法律上の問題点を論じることを避け、法条文を敢えて挿入しない等の工夫もなされている。

---

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。